

佐賀県規則第19号

佐賀県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県証紙条例施行規則（昭和39年佐賀県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則で、「本庁等の各課」、「かい」、「収支等命令者」、「委任出納員」及び「指定金融機関等」とは、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号。以下「財務規則」という。）に定めるところによる。</p> <p>2 略</p> <p>(売りさばき業務の廃止等)</p> <p>第10条の2の3 売りさばき人は、証紙売りさばき業務を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに、証紙売りさばき業務廃止届（別記様式第6号）に売りさばき人指定書を添えて、これを会計管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(証紙の出納、保管及び処分等)</p> <p>第13条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定出納員は、毎月分の証紙売渡状況について、証紙売渡報告書を作成し、翌月10日までに会計管理者へ提出しなければならない。</p> <p>5 略</p> <p>(証紙の返還)</p> <p>第15条 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則で、「<u>収支等命令者</u>」、「<u>かいの長</u>」、「本庁等の各課」、「<u>かい</u>」、「委任出納員」及び「指定金融機関等」とは、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号。以下「財務規則」という。）に定めるところによる。</p> <p>2 略</p> <p>(売りさばき業務の廃止等)</p> <p>第10条の2の3 売りさばき人は、証紙売りさばき業務を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに、証紙売りさばき業務廃止届（別記様式第6号）に売りさばき人指定書<u>の写し</u>を添えて、これを会計管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(証紙の出納、保管及び処分等)</p> <p>第13条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定出納員は、毎月分の証紙売渡状況について、<u>証紙受払調及び証紙売渡報告書</u>を作成し、翌月10日までに会計管理者へ提出しなければならない。</p> <p>5 略</p> <p>(証紙の返還)</p> <p>第15条 略</p>

改正前	改正後
<p>2 前項の場合において、売りさばき人は、証紙条例第6条第2号及び第4号に該当し、証紙を返還して現金の還付を受けようとするときは、現金還付請求書（別記様式第9号）により請求するものとする。</p> <p>3～5 略</p> <p>6 指定出納員は、第3項及び前項の規定により証紙を受領した場合は、当該証紙を直ちに会計管理者に送付しなければならない。</p> <p>7 会計管理者は、第3項及び第5項の規定により証紙を受領した場合並びに前項の規定により証紙の送付があった場合においては、使用できるものを除き、これを処分しなければならない。</p> <p>様式第2号（第10条関係） 略 1～3 略</p> <p>注 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <p style="text-align: center;">（裏面）</p> <p>略</p> <p>様式第3号（第10条関係） 略</p>	<p>2 前項の場合において、売りさばき人は、証紙条例第6条第2号及び第4号に該当し、証紙を返還して現金の還付を受けようとするときは、現金還付請求書（別記様式第9号）により請求するものとする。<u>この場合において、第10条の2の3第1項の規定により証紙売りさばき業務廃止届を提出した売りさばき人にとっては、当該請求書に売りさばき人指定書を添えて、これを会計管理者に提出しなければならない。</u></p> <p>3～5 略</p> <p>6 指定出納員は、第3項及び前項の規定により証紙を受領した場合は、<u>使用できるものを除き</u>、当該証紙を直ちに会計管理者に送付しなければならない。</p> <p>7 会計管理者は、第3項及び第5項の規定により証紙を受領した場合には、使用できるものを除き、これを処分しなければならない。</p> <p>8 <u>会計管理者は、第6項の規定により証紙の送付があった場合においては、これを処分しなければならない。</u></p> <p>様式第2号（第10条関係） 略 1～3 略 <u>4 証紙売りさばき業務の開始希望日</u></p> <p>注 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <p style="text-align: center;">（裏面）</p> <p>略</p> <p>様式第3号（第10条関係） 略</p>

改正前	改正後										
<p>あなたを佐賀県証紙売りさばき人として指定します。ついては、下記事項について御注意ください。</p> <p>略</p> <p>様式第9号（第15条関係）</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="232 480 1106 523"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>佐賀県会計管理者 様</p>	略	<p>あなたを佐賀県証紙売りさばき人として____年 月 ____日から指定します。ついては、下記事項について御注意ください。</p> <p>略</p> <p>様式第9号（第15条関係）</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1160 480 2033 523"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>佐賀県会計管理者 様</p> <p>【口座振替先】</p> <table border="1" data-bbox="1160 668 2033 834"> <tr> <td>金融機関名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金種別</td> <td></td> </tr> <tr> <td>口座番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>口座名義人(カナ)</td> <td></td> </tr> </table>	略	金融機関名		預金種別		口座番号		口座名義人(カナ)	
略											
略											
金融機関名											
預金種別											
口座番号											
口座名義人(カナ)											

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の佐賀県証紙条例施行規則第10条の2の3第1項並びに第15条第2項、第6項及び第8項の規定は、この規則の施行の日以後に行われる証紙売りさばき業務廃止届の提出及び証紙の返還に係る事務の処理について適用し、同日前に行われた証紙売りさばき業務廃止届の提出及び証紙の返還に係る事務の処理については、なお従前の例による。